

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p>制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 <u>令和5年12月14日付け5水管第2409号</u></p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)(以下「くろまぐろ」と総称する。)の漁獲可能量の当初配分及び配分量(法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。)の融通については、法、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。)、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準(令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知)並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知)及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知)の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第1～第4(略)</p> <p>第5 配分量の融通の基本的考え方</p> <p>1 配分量の融通の趣旨</p> <p>(1)、(2)(略)</p> <p><u>(3) 令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数による令和6</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p>制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)(以下「くろまぐろ」と総称する。)の漁獲可能量の当初配分及び配分量(法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。)の融通については、法、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。)、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準(令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知)並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知)及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知)の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第1～第4(略)</p> <p>第5 配分量の融通の基本的考え方</p> <p>1 配分量の融通の趣旨</p> <p>(1)、(2)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

管理年度の不等量交換は、水産庁資源管理部管理調整課長が不等量交換に係る要望調査を行った場合において、当該調査結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大管管理区分間で行われるくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に一定の係数（大臣管理区分は1.2、都道府県は1.4）を乗じた数量とする。なお、WCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数から上記の一定の係数を減じた係数を不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に乗じて計算されるくろまぐろ（大型魚）の数量については、国の留保枠へ繰り入れることとする。

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) (略)

(2) 1(3)の規定に基づく不等量交換について、令和6管理年度において我が国で行える不等量交換の総量は、1,202 トン（WCPFCで定められた我が国のくろまぐろ（小型魚）の漁獲枠の30パーセント（ただし、WCPFCで合意された交換上限が30パーセント未満の場合は、その率）を上限とする。

(3) 融通後の配分量は、遵守しなければならない。

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 都道府県水産主務課長に対する要望調査

(1)、(2) (略)

(3) 第5の1(3)の規定に基づく不等量交換について、水産庁資源管理部管理調整課長は、繰越分に係る追加配分の前に、都道府県水産主務課長に対して、別記様式第20号により、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。

(4) (3)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) (略)

(新設)

(2) 融通後の配分量は、遵守しなければならない。

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 都道府県水産主務課長に対する要望調査

(1)、(2) (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において

準用する同条第4項関係)

(1) 配分量の融通に係る協議が調った場合又は不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を行う場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2)～(7) (略)

第7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

(1) 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、原則として大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第16号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(2) 第5の1(3)の規定に基づく不等量交換について、水産庁資源管理部管理調整課長は、繰越分に係る追加配分の前に、大臣管理団体に対して、別記様式第20号により、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。

(3) (2)の要望調査を受けた大臣管理団体は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）

(1) 協議結果の報告があった場合又は不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を行う場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする大臣管理漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2)、(3) (略)

第8～第10 (略)

準用する同条第4項関係)

(1) 配分量の融通に係る協議が調った場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2)～(7) (略)

第7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第16号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(新設)

(新設)

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）

(1) 協議結果の報告があった場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする大臣管理漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2)、(3) (略)

第8～第10 (略)

別記様式第1号～第6号（略）

別記様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

（略）

記

（表） くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量 (トン)	配分量の融通に応じることが可能な配分量 (トン)
小型魚		交換		
		譲受		
	計			

別記様式第1号～第6号（略）

別記様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

（略）

記

（表） くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量 (トン)	配分量の融通に応じることが可能な配分量 (トン)
小型魚		交換		
		譲受		
	計			

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量 (トン)	配分量の融通に応じることが可能な配分量 (トン)
大型魚		交換		
		譲渡		
	計			

※施行上の注意：別紙として別記様式第8号を添付する。

別記様式第8号～第19号（略）

別記様式第20号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査について、当該変更を希望する場合は、希望する変更量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、令和 年 月 日（ ）までに提出願います。

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを要望する配分量 (トン)	配分量の融通に応じることが可能な配分量 (トン)
大型魚		交換		
		譲渡		
	計			

※施行上の注意：別紙として別記様式第8号を添付する。

別記様式第8号～第19号（略）

(新設)

別記様式第 21 号

(新設)

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろ (小型魚) からくろまぐろ (大型魚) への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろ (小型魚) からくろまぐろ (大型魚) への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査について、下記のとおり提出します。

記

くろまぐろ (小型魚) からくろまぐろ (大型魚) への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更の要望

種類	漁獲可能量			類型
	変更前	変更量	変更後	
小型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換
大型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換

※くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）に不等量交換する際の係数は、大臣管理区分は1.2倍、都道府県は1.4倍とする。また、係数を乗じた後の数量については、小数点第1位までとし、小数点第2位以下は切り捨てた数量とする。

附 則

この実施要領は、令和5年12月14日から施行する。